

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和5年9月21日(木曜日)
午前10時04分～午前10時27分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 志 賀 雅 彦 副 市 長 南 順 子 教 育 長
 井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長 千々松 雅 幸 教 育 委 員 会 事 務 局 長
 佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 次 長 岩 崎 敏 行 子 育 て 支 援 課 長
 中 島 幹 晃 学 校 教 育 課 長 服 部 敦 子 市 民 課 副 主 幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前10時04分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

先ほどの衛生センターの現地調査につきましては、皆さん、お疲れさまでした。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

議長、報告事項等ございましたらお願ひいたします。

○議長（竹岡昌治君） ございません。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは、議案の審査を始めます。

最初に、議案第72号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） それでは、議案第72号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。ただいま配信させていただきました資料のほう御覧ください。

まず、歳出から御説明させていただきます。

このたびの補正は、令和4年度事業の精算に係るものでありまして、まず補正予算書の10ページ、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金、説明欄001介護給付費準備基金積立金において6,898万2,000円を追加しております。

これは、令和4年度の歳入歳出の差引き残額の――残額であります1億3,110万8,000円、これは、後ほど歳入のほうで御説明させていただきますが、この残額から、次の欄にあります償還金及び還付加算金、国県等への償還金分6,212万6,000円を除いた残額の6,898万2,000円を基金に積み立てるものであります。

次に、5款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金、説明欄001国庫支出金等精算償還金において6,212万6,000円を追加しております。

これは、介護給付費等に係る国県補助金等の精算の結果、償還金として国や県へ返還するものでございます。

歳出については以上でございますが、続いて歳入について御説明いたします。

1ページ戻っていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

この繰越金につきましては、先ほど申しました1億3,110万8,000円、令和4年度

の歳入歳出の差引き残額でございます。

これによりまして、1ページになりますが、議案第72号和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,110万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,992万円とするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、説明にもありましたように、令和4年度の繰越金が1億3,110万8,000円の補正となっております。令和3年度の繰越しと比べてみますと、9,633万円の繰越しが増えていますけれど、この要因について何が考えられますか、お尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

繰越金の額が昨年に比べて増額となった理由は何か、という御質問でございます。歳入決算額を令和4年度と令和3年度を比較いたしますと3,284万6,000円の減でございました。

ただ、歳出決算額を比較してみますと1億2,917万5,000円と歳入の決算額の差額を上回る残額が出たというところでございます。

それで、その要因としてこちらが考えておりますのは、給付実績額から見まして、通所介護サービスと施設系サービスの減が目立っております。これについては、大きくは、事業所から今新型コロナウイルス感染の報告が上がっておった時期に重なりますので、その影響があったものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、新型コロナウイルスの影響があったということなんですけれど、デイサービスで——デイサービスとか、施設サービスですけど、これを控えたことで、筋力の低下とか、生活する上での機能が低下したとか、そういったケースの報告があったのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

通所介護サービスや施設系サービスを利用をされなかったことによって、筋力の低下や生活する上での機能の低下があったかどうかという御質問でございますが、この件に関しては、特に目立ってそういった事例があったというふうな報告は受けておりません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですね。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第72号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 議案第74号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美祢市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正、また、こども家庭庁の設置法の施行に伴う政令及び省令の改正に伴うものです。

主な内容について御説明申し上げます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

初めに、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部改正についてです。

1つ目は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、指定都市等の長が認定こども園を認定しようとする場合、都道府県知事への手続が見直されたことに伴いまして、法律の関連条項が繰り上げられたため、同項の規定を引用していることから改正をするものです。

2つ目は、こども家庭庁が内閣府の外郭として設置されたことに伴い、権限の一部が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移管されたことにより、特定教育保育の取扱い指針及び特定地域型保育の取扱い指針の規定において、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改正するものです。

続きまして、3ページ目の中段を御覧ください。

次に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。

この条例の一部改正も同様で、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴いまして、権限の一部が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移管されたことにより、保育の内容の規定において、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改正するものです。

施行期日は公布の日からとなります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 岩崎子育て支援課長、最初に表題を述べられたときに、美祿市家庭的保育事業等の設備及びなんですが、設置と発言されましたが、訂正されますか。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 失礼いたしました。今委員長から御指摘がありましたように、美祿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということになります。失礼いたしました。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第74号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かございましたら、御発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点あるんですけど、一問一答でお願いいたします。

1点目ですけれど、私たちがパソコンやスマホで質問を入れると、生成AIが自動的に答えてくれます。子どもたちは学習にも役立たせ、作文のチェックなど、上手に取り入れれば、勉強もはかどります。大人はよいとしても、子ども——自分の頭で考えるという教育として、これから生きていく児童生徒にとって、一番大切な面が失われていくのではないかと考えてしまいます。真の教育は、自分の頭で考えること、自分の頭で考えて生きていける人間を育てることだと思っております。美祿市は、小学校、中学校ともタブレット端末で授業が進められています。教育委員会として、この点の見解と指導についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 中島学校教育課長。

○学校教育課長（中島幹晃君） 三好委員の質問にお答えいたします。

生成AIの学校での利用につきましては、今年度、7月4日に文科省が暫定的なガイドラインを示しており、これに基づいて、夏季休業前に各学校において児童生徒へ指導を行い、保護者へも文書を配布し、理解と協力を求めたところでございます。

さきのガイドラインの基本的な考え方といたしまして、現時点では、限定的な利用から始めることが適切とされております。

また、対話型の文書作成AIの利用規定には、年齢制限もあることから、現在、市内の小・中学校において、授業での対話型文書、作成AIの利用はございません。

しかしながら、学校外で使われる可能性も踏まえ、情報の真偽を確かめること、いわゆるファストチェックの習慣づけも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層

充実させ、AI時代に必要な資質能力の向上を図る必要があると考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。

それがですね、ちょうど山口新聞にAIのことについてありましたから、美祢市はどうかと思って、今日、質問させていただきました。

それとですね、2番目なんですけれど、女子トイレに生理用品の常備について、これは、以前にも一般質問でお尋ねしたんですけれど、子どもたち、女子生徒は成長して、いずれ母になり、子どもを産み育てます。健全な子どもは、健全な母体から生まれます。生理用品の常備設置をすることは、衛生面、健全な心身の育成にとっても大変重要なことです。安心して学校生活を送れるために重要なサポートが必要だと思いますが、女子トイレに生理用品の予備についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 中島学校教育課長。

○学校教育課長（中島幹晃君） 三好委員の質問にお答えいたします。

小・中学校の女子トイレに生理用品を常備することにつきまして、美祢市内の小・中学校では、今年度も、各学校に生理用品を教育委員会から配布しております。全ての小・中学校で、必要な児童生徒が自由に使える体制を整えており、保健室だけでなく、5校の学校がトイレにも常備しており、1校は女子更衣室にも常備しておる状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 以前は学校の判断に任すということでしたけれど、今は5校がそうしてるって言われて——常備していると言われましたけれど、教育長のほうから、常備するようにとかいうようなことはなかったのか。

また、学校からどうしているよとか、こういうふうになっているとかいう報告も上がっているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

学校のほうの周知徹底につきましては、私のほうからも指示をしておりますし、

また、学校教育課のほうからも各学校に文書等、または口頭等での指示をいたしております。よろしゅうございますでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。

今、本当に物価高で昨今の経済情勢見ても、それから父子家庭とか、また、美祢市にあるかどうか分かりませんが、祖父母が育てているとか、そういった家庭がある場合には、本当に生理用品の不自由を感じないように、学校がサポートすることが必要と考えます。

3点目ですけど、不登校の児童生徒についてお尋ねいたします。

現状はどうなのでしょう。5月の連休後とか夏休みの後、長期の休暇の後とかいったときに、時間的に変化が見られるのでしょうか——時期的——時期的に変化が見られるのでしょうか。

子どもの不登校は、親にとって本当に苦しくて、本当にどうしようと、本当に苦しい——親にとっては苦しいことなんですけれど、登校できるようにサポートはどのようにされているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 中島学校教育課長。

○学校教育課長（中島幹晃君） 三好委員の質問にお答えいたします。

今年度、夏休み明けの不登校児童生徒の数を見ましても、1学期に比べて、ほぼ変化はございません。小・中学校いずれも県平均を下回っている状況ではございます。

本市では、ゴールデンウィーク明けや夏休み明けの決まった時期に、特徴的な変化が起こるとまでは言えない状況ではございますが、今後も不登校の未然防止、不登校児童生徒へのサポートに力を入れてまいりたいと思います。

具体的な未然防止策としましては、基本的には、欠席2日目には必ず電話連絡を入れる、3日目には必ず家庭訪問をする、そういったことを徹底しておるところでございます。

また、登校できるためのサポートにつきましては、学校や児童生徒の状況に応じまして、午前中だけ登校、午後だけ登校、あるいは放課後のみ登校、あるいは別室への登校、そういうような柔軟な対応をとっておるところでございますし、学校に登校できない場合は、心の広場への登校で学校に登校したということにかえさせて

いただいているというようなケースもございます。

今後も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと、専門家との協議をしながら、子どもたちの不安を和らげ、登校につなげられるようにサポートしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか、委員の皆さんから御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） では、その他の質問を終わらせていただきます。

本日、衛生センターに調査に参りましたが、閉会中といえども、調査を行うことを議長に申出ております。委員の皆さんから、調査等の申出をいただきましたら、協議の上、調査等入っていきたいと思いますので、随時、よろしく願いいたします。

ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月21日

教育民生委員長